

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

### 横 瀬 町

#### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

##### 1. 国民健康保険制度について

###### (1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

###### 【回答】

国民健康保険は、被保険者の年齢構成の偏りや所得格差など、我が国の社会保険制度の中で困難な課題を多く抱えている制度であると認識しております。その保険者として、保険税を中心とする財源の確保、医療費の適正化、健診等の保健事業への取り組みにより、今後もその健全な運営に努めてまいりたいと考えております。

###### (2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

###### 【回答】

現行の第2期運営方針では「直ちに保険税水準を統一することはせずに、段階を踏んで課題解決に取り組んでいく」とあり、第3期運営方針でも踏襲される見込みです。また、現行法上、市町村が保険税率を決定するとされております。

今後も、県が示した市町村標準保険税率を参考に、被保険者への影響を丁寧に見極めてまいります。

- ② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

###### 【回答】

繰越金や基金の積立額を考慮し、平成29年度から法定外繰入は行っておりません。今後とも医療費の適正化や健診等の保健事業に取り組み、国保財政の健全化を図ることで、法定

外繰入に頼らない事業運営に努めてまいります。

- ③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【回答】

制度改正を含む国や県の動向を注視し、国庫負担の拡充など要望してまいりたいと考えております。

- ④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答】

18歳までの子ども」といった年齢のみをもって特別の理由とするには、慎重にならざるを得ないと考えております。

- (3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

医療分に係る国民健康保険税の応能応益割合は、概ね7対3となっています。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

国民健康保険税は、法令に基づき応能分と応益分を合算して算出しており、町独自の廃止は考えておりません。未就学児に限定されている軽減措置の対象拡大などを国に要望してまいりたいと考えております。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

現在、法定外繰入は行っておりません。

- ④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

基金からの繰入れにつきましては、税率改正による被保険者への影響を見極めていく中で、慎重に対応してまいります。

- (4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

納付相談の機会を得ることを目的として短期被保険者証の窓口交付を行っております。他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えておりますが、必要

な医療を受ける機会が損なわれることのないよう慎重に対応してまいります。

- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

窓口留置は行っておりません。

- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書の交付は、保険税を納付することができない特別の事情が認められない場合にあっては、他の被保険者との公平性を確保するためにも、やむを得ない措置と考えております。

- (5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

- ① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答】

いわゆる「資格確認書」の導入を図る改正法は6月に公布されておりますが、施行までにはなお未確定、流動的な部分もみられます。今後も動向を注視してまいります。

- ② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6か月としてください。

【回答】

短期被保険者証の有効期限は6か月としています。

- (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

国保広域化により埼玉県が財政運営の主体となったことから、減免・軽減措置への対応につきましても、埼玉県内市町村の動向に注視しながら、適切に対応してまいります。

また、引き続き低所得者世帯に対して、保険税の軽減措置として、所得に応じて7・5・2割の均等割・世帯割の軽減を行い、低所得者層に配慮した税率とすることで負担能力に応じた保険税となるようにしてまいります。

- (7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

- ① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

一部負担金の免除については生活保護基準に1.155を乗じて得た額、減額については1.2を乗じて得た額以下の世帯等を対象としております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

申請書の項目は必要最小限で設けており、その改正は予定しておりません。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請につきましては、申請書のほか収入状況等申告書や該当事由を確認できる書類の添付を要しております。個々の事情を詳しく伺う必要があることから、医療機関の会計窓口での手続きは実質的に不可能と考えます。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

当町におきましては、納付に関して相談があった場合や納付が遅れている納税者に対して、適宜納税相談を行っております。十分な話し合いを行ったうえで、自主納付を基本として住民に寄り添った対応を行っております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

給与差押えについては、事前に当事者と十分な折衝を行い、それでもなお納付がない場合にやむを得ず行うこととしております。また給与等の全額の差押えは行っておらず、過去3ヶ月分の給与の支給実績から法定の差押禁止額（国税徴収法大76条）を算出し、法的に差押え可能な範囲内において行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

当町では、過去5年間において売掛金差押えの実績はありません。事業者との納税折衝においては一方的に納付を促すだけでなく、資金繰りの状況を聞き取り、事業の継続に支障のないよう、分割納付や納税猶予についても柔軟に対応するなどの配慮を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税の納税折衝においては、当事者の月々の収入・支出の状況や税以外の負債の有無など、生活実態の聞き取りを行った上で、分割納付や納税猶予についても柔軟に対応しております。また、生活困窮と見受けられる場合には福祉担当課にも相談するなど、特段の配慮を行っております。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

コロナ休業に対する被用者への傷病手当金の支給につきましては、国の財政支援に合わせた措置としており、すでに適用期間が終了しております。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

それぞれの就労状況に即した休業補償の在り方が明確でなく、また、当町の国保財政や事業運営の現状から、恒常的な施策とすることは困難であると考えております。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

被保険者を代表する委員の公募に関しましては、引き続き検討してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

協議会は、被保険者代表、保険医代表、公益代表の委員で構成され、国保事業の運営に関する重要事項について、十分に慎重な審議を行っております。

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答】

受診率向上、生活習慣病予防の観点から、平成 22 年度から実費徴収は行っておりません。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

大腸・肺・前立腺がん検診につきましては、集団健診と同時に実施しております。

- ③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

集団健診の日数を 13 日間、個別健診の期間を 7 月から 3 月までとし、被保険者の受診機会の拡充を図ります。さらに、過去の受診歴や年齢別のきめ細かな受診勧奨に取り組んでまいります。

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

健診等で取得したデータは、個人情報の保護に関する法律等に定めるところにより取扱

っております。また、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、その他関連する法律の守秘義務規定を遵守しております。

## (12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

- ① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

### 【回答】

町の財政調整基金の残高は、12億9108万2千円です。(なお、国民健康保険財政調整基金は、1億80万2千円です。)

- ② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

### 【回答】

今後県内の国保税率が統一されていく中で、国民健康保険財政調整基金も活用しながら、町民に大きな負担がかからないよう慎重に対応してまいります。

## 2. 後期高齢者医療について

- (1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

### 【回答】

窓口負担割合の見直し等について負担を抑える配慮措置が設けられ、昨年10月から施行されました。広域連合と連携しながら動向を注視してまいります。

- (2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

### 【回答】

後期高齢者医療制度は、広域連合と市町村が連携しながら制度を運営しており、独自の軽減措置を設けることは困難であると考えております。

- (3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

### 【回答】

健診事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業における健康不明者調査の取組を通じて、様々な対象者にアプローチしてまいります。

- (4) 健康長寿事業を拡充してください。

### 【回答】

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施により、疾病予防・重症化予防に係る保健事業と、運動、口腔、栄養等のフレイル対策を含む介護予防を一体的に行う健康長寿事業を実施し、予防及び健康づくりを推進してまいります。

- (5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

町の特定健診は無料で実施しております。また、後期高齢者医療制度の被保険者につきましては、健康診査及び各種がん検診、歯周病検診等の実費は徴収しておりません。

人間ドックの無料化につきましては、費用対効果と各種健診受診者との公平性の確保の観点から考えておりません。

- (6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

近隣の状況を把握し、対応してまいります。

### 3. 地域の医療提供体制について

- (1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

秩父地域の医療の維持・向上についてはちちぶ医療協議会において近隣市町と連携して検討しています。今後も、近隣市町の動向を見ながら検討してまいります。

- (2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

ちちぶ定住自立圏の医療分野における取り組みを検討・推進するため「ちちぶ医療協議会」が設置されています。このちちぶ医療協議会において、医師の育成と定着を図るため、研修医育成支援事業や管内の看護専門学校運営支援事業を行っております。また、管内の救急医療を維持するため救急病院へ補助金を交付する救急医療支援事業、救急病院の負担軽減を図るため休日及び準夜帯の調剤薬局開設運営事業を実施しています。

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

- (1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

当町では、感染が局面に達していない状況等から、人員体制の強化については現段階では考えておりませんが、今後も状況に応じ、人員体制の強化に努めます。

- (2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

当町では、感染が局面に達していない状況等から、保健所の増設や体制強化の要望については現段階では考えておりませんが、今後も状況に応じ、体制の強化の要望等対応に努めます。

- (3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答】

当町では、感染が局面に達していない状況等から、PCR検査等を行うことは現段階では考

えておりません。必要な方に対して、迅速に検査を行うことが重要だと思います。

- (4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答】

当町では、感染が局面に達していない状況等から、PCR検査等を行うことは現段階では考えておりません。必要な方に対して、迅速に検査を行うことが重要だと思います。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用率2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

介護保険の利用者や事業者に不利益とならないよう、今後の介護保険制度改正の動向を見ながら、必要があれば検討していきます。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

当町では、第8期介護保険事業計画策定（令和3年度～令和5年度の3カ年）にあたり、介護保険料については、第7期介護保険事業計画時から据え置きとなっております。

なお、所得等に応じて保険料率の段階を設定しており、低所得の方は保険料が基準額から軽減されております。また、介護保険制度では、財源の半分が保険料となっており、そのうち23%が第1号被保険者の介護保険料です。一般会計からの繰り入れは、法定割合以上のものはできません。高齢化が進むなかで、介護給付費の増加も見込まれている状況で、保険料の引き下げは困難かと思われます。保険料の大幅な上昇にならないよう、準備基金などを活用し、現状維持ができるよう努力してまいります。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

町独自の減免制度の拡充は、財政的に困難な状況です。また、介護保険料については、所得等に応じて保険料率の段階を設定し、低所得の方は保険料が基準額から軽減されております。そのほか、災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難な場合には、条例等に基づき徴収猶予や減免を行っております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

町独自の助成制度を設けることは、財政的に困難な状況です。また、利用料限度額の上限を超えた分にかかる助成等は行っておりませんが、非課税世帯の方については、介護サービス利用料補助制度等により対応を行っております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

町独自の助成制度を設けることは、財政的に困難な状況です。今後、経済的に利用抑制・利用困難となっている方の状況等を把握しながら、助成等について検討していく必要があると考えております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難にならない助成制度を設けてください。

【回答】

町独自の助成制度を設けることは、財政的に困難な状況です。今後、経済的に利用困難となっている方の状況等を把握し、助成等について検討していく必要があると考えております。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大防止等により、経営が悪化した介護事業所については、実態把握等は行っていませんが、昨年度は、物価高騰対策の一環として介護サービス事業者等（障害福祉サービス事業者含む）に対し、緊急支援給付金（物価高騰の影響を受けている介護事業所等の負担軽減と安定的なサービスの確保を図ることを目的）として給付金を支給しました。（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業）

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

一昨年度、国や県からマスク・アルコール・グローブが支給され、町内の介護保険事業所へは随時、配付いたしました。当町としましても、感染症対策に係る消耗品や関連諸経費の負担軽減を図ることを目的に、一昨年度、介護事業所等支援給付金として給付金を支給し（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業）、現状としましては、不足があるという状況は解消されていると考えております。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

町内の介護保険施設（入所施設）については、希望者に対して、入所者及び従事者へのワクチン接種を随時、実施しております。また、65歳以上の方へのワクチン接種については、秩父地域1市4町で随時対応しているところです。

なお、PCR検査や抗原検査については、埼玉県の実業等を活用し、各施設において対応いただきました。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホームや小規模多機能施設等の増設については、当町だけではなく秩父地域の他市町にも財政的な影響が出ることから、秩父地域全体で検討していく必要があると考えております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センター職員として求められる専門職の確保が難しい状況が続いております。今後も、専門職の採用や職員の配置など機能強化を図っていきえるよう努力してまいります。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

介護福祉従事者の人材確保については、秩父地域を含め、全国的な課題となっており、介護人材不足が懸念されている状況と認識しております。人材の確保と定着については、町独自の施策は難しく、秩父地域での連携を含め、検討していく必要があると考えております。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

当町の広報紙にて、ケアラー・ヤングケアラーに関する記事を掲載し、より多くの方の理解が深まるよう継続的に普及啓発活動の推進に取り組んでおります。

地域包括支援センターでは、75歳以上の方を対象に訪問事業を実施し、在宅高齢者の現状把握に努めており、必要に応じて町で実施する事業を情報提供するとともに介護保険制度や地域支援事業等による公的支援に繋げ、本人や家族の負担軽減が図れるように努めております。活用できる制度についても引き続き、定期的に情報発信し、当事者やその家族がSOSの声を上げられるような環境づくりに努めてまいります。

また、近年、高齢者・障がい者・子育て支援、生活困窮など、相談内容が複雑化、複合

化してることから、町民の方が相談しやすい窓口として町民課に「なんでも相談室」を設置し、分野を超えて横断的な支援として関係者と連携を図りながら支援をしている状況であります。

ヤングケアラー支援については、教育委員会や児童福祉担当と連携し、現状の把握に努めるとともに、相談体制、支援体制の充実に努めてまいります。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

この交付金は、自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨とし、国が基準となる評価指標を定めて、交付金額を確定しております。当町においては、地域支援事業の財源としており、介護予防事業や認知症施策等の取り組みを実施しております。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護保険の財源は、介護給付費の50%を公費負担、50%を保険料で賄っています。第8期介護保険事業計画においては、介護給付費準備基金を活用することで保険料を据え置き、利用者の負担が増加しないよう努めております。

また、当町では、在宅の介護サービス等を利用した低所得者（非課税世帯）の方を対象とした「介護サービス利用料補助金」制度により、利用者の負担軽減を図っております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答】

今年度は、第6期障がい者計画、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定年となっております。当事者の実態及びニーズを把握し、地域の実情に応じた計画づくりに努めます。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

- (1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

地域生活支援拠点整備については、誰もが地域で安心して暮らせるために大変重要だと考えております。単独での整備は大変難しいことから、秩父地域自立支援協議会の中でプロジェクトを立ち上げ、緊急時の受入れや対応等について検討を行っております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

独自補助の予算化につきましては、計画を策定するうえで検討してまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

当町では、介護保険制度の入所施設の協力により、障がいのある方のショートステイの利用も受け入れていただいている状況です。現在、障害者入所支援施設等の待機者はおりませんが、計画策定に伴い、ニーズの把握や解決策等を検討してまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

地域包括支援センターや、相談支援専門員等と連携を図り、支援が必要な家庭の把握に努め、相談支援や見守り支援体制の強化を図ります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答】

障害福祉分野をはじめ福祉関連の人材不足は、全国的な問題となっており、重要な課題だと認識しております。人材の確保と定着についての独自施策は難しい状況であり、秩父圏域で連携した対応が必要と考えます。障害福祉分野の外、公共職業安定所や秩父地域雇用対策協議会など労働分野との連携に努め、合同就職面接会への参入など事業者へ働きかけを行うとともに事業の周知に努めます。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

福祉医療制度の存続させるために、所得制限・年齢制限は、必要と考えます。

所得制限の対象となる方については高額療養費制度の利用を、年齢制限の対象となる方については、後期高齢者医療制度や障がいの種別によって自立支援医療費の受給など、各制度を組み合わせた支援を実施してまいります。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入

院も補助の対象としてください。

**【回答】**

精神障害者保健福祉手帳2級を所持している方を対象とすることについては、他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

また、重度心身障害者医療費助成制度の対象とならない精神障がい者につきましては、自立支援医療（精神通院）等の制度利用を促しております。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答】**

障がいに関する正しい知識や理解を深めるために、福祉・保健分野の研修会への積極的な参加に努めてまいります。

## 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

### (1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

当町では、障害児（者）生活サポート事業を実施しております。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

当町の年間利用時間につきましては、近隣市町村と比べ、拡大して登録利用者1人当たり年間150時間を限度として設定しております。

- ③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

**【回答】**

成人障がい者への利用料軽減策については、横瀬町障害児（者）生活サポート事業利用料給付金（1時間あたり一定額の助成制度）があります。

### (2) 福祉タクシー事業

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】**

令和5年度から、福祉タクシー券の利用が1回の乗車につき2枚まで利用できるようになりました。100円券（補助券）等の交付については、利用者の実情や近隣市町村の動向を見な

から検討してまいります。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

福祉タクシー制度やガソリン燃料費支給制度は、障がい者の自立的な外出・移動について支援するものとなります。福祉タクシー制度では、自力で乗降ができない方等、介助が必要な方については、介助者の同伴をお願いしております。また、福祉タクシー制度、自動車等燃料費給付事業の対象から外れてしまう方については、障害児(者)生活サポート事業や移動支援事業等の利用可能なサービスの周知を引き続き図ってまいります。

- (3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

障がい者に対する施策をどのように実施するかは各自治体の判断であり、障がい者の生活状況、自治体運営の状況は多様であると考えます。地域の実情に合った支援制度を県、近隣市町村と連携しながら検討してまいります。

**6. 災害対策の対応を工夫してください。**

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

**【回答】**

当町では、民生委員・児童委員と連携し、家族同居の有無に関わらず災害時に避難が心配な方は、申請書を提出していただき、名簿に加えています。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

**【回答】**

令和4年度に、埼玉県の実施する「地域の福祉防災活性化モデル事業」を受け、災害時要配慮者避難体制サポート事業を実施しました。この事業では、福祉避難所に直接避難が必要な方の把握方法、福祉避難所への直接避難の基準について、地域の福祉関係者及び防災の専門家等で協議し、県全体のマニュアルを検討いたしました。その結果を参考に、今後の当町での直接避難計画に反映させてまいります。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、災害時における避難の多様性が求められています。現在、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが変更となっておりますが、今後も避難の多様性は有効であると認識しております。

町としても、避難所以外への避難について、町広報誌等において周知しており、自宅や車中に避難している方への救援物資の配布についても必要なことと考えております。避難所の運営等により対応できる職員数には限りがありますが、地域防災計画に則り、被災者の情報収集に努めるとともに、避難所以外で避難生活を送る避難者への救援物資の配布について、関係課と連携し、救援物資が行き渡るよう今後検討してまいります。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

**【回答】**

当町では、避難行動要支援者名簿について災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定に基づき、行政区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、消防団、消防署、警察署等に提供しております。

民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示につきましては、近隣市町村の状況を踏まえながら、検討してまいります。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

**【回答】**

当町では、災害対策主管課と感染症対策主管課が異なっており、限られた職員数の中で同時発生時等の対策のための部署を新設することは難しい状況ではありますが、関係各課所等が連携し対策本部を設置することで対応してまいりたいと考えております。また、地域の保健所機能の強化のため、いろいろな機会を捉えて県・国に働きかけを行ってまいります。

**7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。**

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

**【回答】**

当町では、令和 4 年度に物価高騰対策として、障害福祉サービス提供事業所をはじめ地域生活支援事業を実施している事業所に対して、給付金を支給しました。

- (2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

**【回答】**

入院については、単独での体制づくりが難しい状況です。障がいのある方の主治医や広域的な関係機関等との連携に努め、検討してまいります。

- (3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】**

ワクチン接種については、現在も、高齢者や基礎疾患のある方等は優先して接種できるような体制となっております。また、接種会場につきましても、入所施設やかかりつけの医療機関で接種できるようになっております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

物価高騰などの世界情勢等を踏まえ、必要に応じ施策を検討してまいります。

#### 8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

当町での難病患者雇用は把握しておりません。関係機関と連携し、情報収集や周知に努めてまいります。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

#### (1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

当町では待機児童はおりません。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

面積要件から最大の定員を設定しているため、弾力化は行えません。4月1日時点で定員90名に対し、入所児童29名です。

#### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

当町では待機児童がないため、認可保育施設の増設予定等はありません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

横瀬町保育所では、保育希望者に対して定員内であれば受け入れを行っております。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

当町では認可保育施設に移行する計画はありません。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

現在の公立保育所の入所児童数は定員を下回っており、少人数での保育が実現できています。このことにより、密な状態も回避できていると考えています。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

当町には待機児童がおりません。また、保育所の入所者数は定員を下回っており、配置基準が改善されても十分に対応できる状態にあります。しかし、必要があれば積極的に保育士の補充にも力を入れていきたいと考えております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることに

なります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

- (1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

**【回答】**

当町では第3子以降の子どもに対し、年齢制限を撤廃し保育料の補助を行っております。

- (2) 給食費食材料費（副食費）を無償化してください。

**【回答】**

当町では第3子以降の子どもに対し、年齢制限を撤廃し副食費の補助を行っております。

**5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。**

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

- (1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】**

法令等を遵守し、適正な指導監督に努めて参ります。

- (2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】**

保育施設の入所基準等に従い公平な審査を行うとともに、町内の保育施設と協力連携し、保育の質の向上に努めて参ります。

**【学 童】**

**6. 学童保育を増設してください。**

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

待機児童の解消については、令和4年度から状況を見て対応しています。横瀬町学童保育室の定員は50名で、支援の単位は2となっています。面積要件についても基準を満たしています。

**7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町（63市町村中68.3%）、「キャリアアップ事業」で30市町（同47.6%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

学童保育室指導員については、会計年度任用職員として雇用し、処遇の改善を図っています。

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

当町には、民営の学童保育室はありません。

**【子ども・子育て支援について】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。**

- (1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

**【回答】**

こども医療費助成の対象年齢につきましては、平成29年4月診療分から18歳年度末まで拡大しております。今後も継続してまいります。

- (2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

**【回答】**

平成29年4月診療分から、通院及び入院とも18歳年度末まで医療費の無料化を拡大しております。今後も継続してまいります。

- (3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

**【回答】**

国の助成につきましては、機会あるごとに要請してまいります。

- (4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

**【回答】**

県の助成につきましては、機会あるごとに要請してまいります。

- (5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

**【回答】**

適切な医療受診ができるよう検討してまいります。

**10. 子育て支援を拡大してください。**

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

**【回答】**

国民健康保険においては資格異動に伴う税額変更等が多く、支援方法、時期、支援額の算定等に非常に多くの課題があるものと考えております。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

**【回答】**

当町では、学校給食を食育の生きた教材として活用するため、地元野菜の使用に努めるなど地産地消に積極的に取り組んでいます。また、令和5年度から子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費の完全無償化を実施しています。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

**【回答】**

住民の皆様に対しては、埼玉県から配布されております生活保護の「しおり」を庁舎内に配架することで、正しい制度の周知に努めております。

また、住民の方と接点のある窓口関係課とは、生活保護等を必要とする方の発見について連携を進めており、生活保護担当課へつないでいただいた際には、担当者から相談者に対して丁寧な制度説明に努めております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知(R5年)にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

**【回答】**

生活保護の決定に際し、実態を調査するための扶養照会などは、実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所で行っております。現状では、要望につきましてすぐに応えられない点があると思いますが、実施機関と連携してまいりたいと思います。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの

外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官 OB が保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

**【回答】**

生活保護のケースワーク業務は、実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所で行っており、外部委託は実施しておりませんが、今後も継続実施していただくようお願いしてまいりたいと思います。

**4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。**

決定・変更通知書は 5 種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

**【回答】**

生活保護の決定・変更通知書の作成は、実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所で行っております。現状では要望につきましてすぐに応えられない点があると思いますが、実施機関と連携してまいりたいと思います。

**5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください**

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

**【回答】**

ケースワーカーの増員については、埼玉県秩父福祉事務所の判断になります。

人権侵害や福祉施策に関する正しい知識や理解を深めるために、職員が研修会に参加するなどスキルアップに努め、丁寧な対応を心がけてまいります。

また、相談時には複数の職員で対応することで、不適切なアドバイス防止に努めてまいります。

**6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください**

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

**【回答】**

実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所の対応となりますが、申請者の意に沿わない強

制的な運用のないよう、実施機関にお願いしてまいります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答】

生活保護費の算定及び支給決定につきましては、実施機関であります埼玉県秩父福祉事務所で行っておりますが、今般の物価高騰が住民の生活を圧迫しているのは事実です。現状では町独自の助成は難しいですが、実施機関を通じて国に要望してまいりたいと思います。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

相談の際は、誰でもすぐに申請できるということを伝えてから相談内容を伺うようにしております。ご本人の相談内容をお聞きしたうえで、生活保護の申請を希望されている場合は、その場で申請をしていただき、申請拒否といったことがないよう心がけております。

税務、児童福祉、教育委員会、地域包括支援センター等の関係課所の職員、民生委員・児童委員、町内の福祉施設職員等と連携し、生活困窮者の状況把握に努めております。

また、秩父福祉事務所及びアスポーツ相談支援センターと連携を取りながら支援を行ってまいります。